

神谷清掃工場に搬入できる可燃ごみについて

令和3年2月25日
鳥取市廃棄物対策課

1 搬入できる可燃ごみの具体例

- 生ごみ
- 衣類
- 本革・合成皮革製品（かばん、靴、ベルト、ボールなど）
- 紙製品
- 天然ゴム製品
- 布製品（天然繊維・合成繊維）
- 草、剪定枝（太さ3 cm程度以下のもの）
- 木製家具などの木製品
（縦・横・高さが50 cm×100 cm×180 cmまでのもの）
- 丸太などで太さ15 cm以下かつ長さ180 cmまでのもの
（詳細は、別添「【参考】丸太の受け入れ寸法例」及び下記※3もご覧ください。また、設備の処理能力の関係で太さ15 cmを超えるものは搬入をお断りする場合があります。事前に神谷清掃工場へお問い合わせください。TEL：0857-53-2612）

2 搬入にあたっての注意事項

（1）搬入物についての注意事項

- ※1 衣類、かばんなどの付属金属類はできる限り取り除いてください。
- ※2 合成樹脂（プラスチック）と上記可燃ごみの混合物で分別できないものは可燃ごみとしてもさしつかえありません。
- ※3 最も長い部分が50 cm以上の木製品などは、破砕機にかける必要があります。搬入者には破砕完了までお待ちいただくこととなります。搬入の際は、金具等を取り外していただくとともに、できる限り50 cm未満にして持ち込んでください。

（2）持込み時の注意事項

- ※4 市の指定ごみ袋（有料）に入れる必要はありません。
- ※5 車両等からのごみの積み降ろしは、搬入者自身が行ってください。
- ※6 搬入したごみは、搬入者自身で投入口に投入していただきますので、投入しやすい状態で搬入してください（例えば、束ねる、袋に入れるなど）。